

自転車はルールを守って安全運転

雪もとけ、春が日増しに近づいてきているのを感じる日々になりました。ひとつ学年が上がり、子どもたちの行動範囲も一層広がり、頼もしく感じられていることと思います。同時に、交通安全に対する心配も増えたのではないのでしょうか。本校でも交通安全教室を開き、事故から身を守る心構えと具体的な方法を学習する予定でいます。実際に自転車に乗り始めるこの時期に、安全な自転車の乗り方について、話題にしてみてください。



学校では約束を設けていません。近所に雪が残りやすいところがあるとか、学年やお子さんの技能によっても危険度が変わってきます。
4月から10月いっぱいを目安としていますが、雪が残る状態ではお勧めしません。雪がなくなっても、春先は、除雪で寄せられた砂利が残っていて、ハンドルを取られて転倒しやすくなっています。お子さんと話し合って決めてください。



◆今年度より自転車に乗る際にはヘルメットの着用を推奨します

令和5年4月1日より、道路交通法（第63条の11）改正では、自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

近隣校の標茶中学校でも、令和4年度から「自転車通学時にはヘルメット着用を義務付ける」「平時において自転車を使用する場合も、道路交通法の定めによりヘルメットの着用を推奨します」となっています。ヘルメットには様々なサイズ・色・型があります。楽しく安全に自転車に乗れるように、お子さんと一緒にヘルメットを準備していただくをお願いします。



点検の合図は「ぶたはしゃべる」

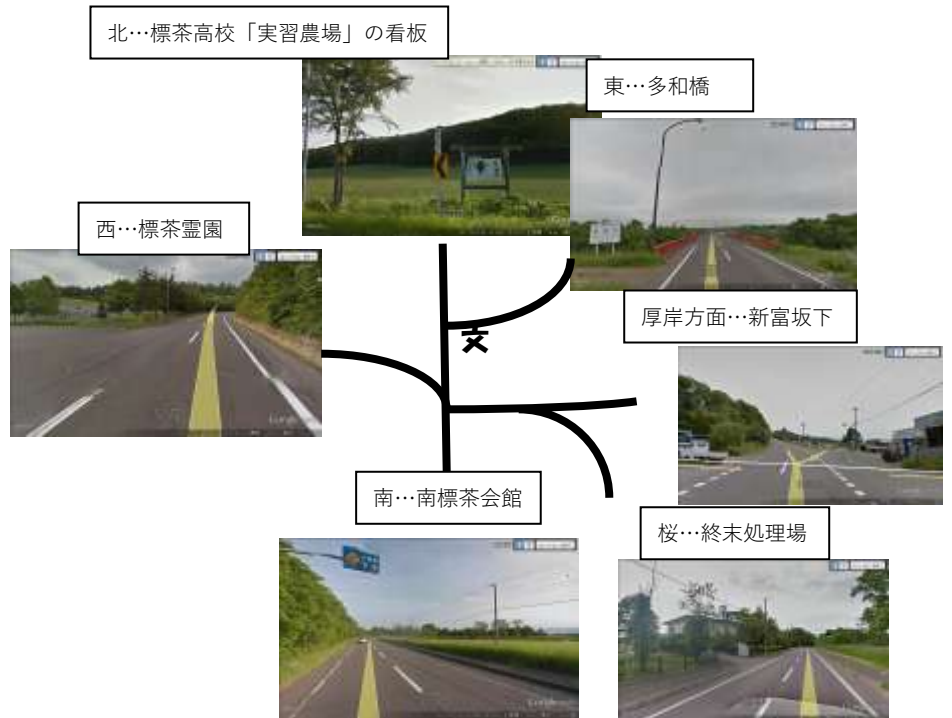
ぶ…ブレーキ（前も後ろもよくきくようになっていきますか）
た…タイヤ（じゅうぶん空気が入っていますか）**は**…反射材（後方から見える位置に取り付ける）
しゃ…車体（ハンドルなどが、ゆがんでいませんか）
べる…ベル（ちゃんとなりますか）



裏面もお読みください→



自転車に乗って、安全に行って帰ってこれるところは、右のところまでと指導しています。



◆並進は禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはいけません。道路を自転車が並んで走ると、どちらかの自転車が車道の中央寄りをするることになり、危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。



◆交差点での一時停止と安全確認

「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右をよく見て、安全に通行しましょう。また、見通しのよい交差点でも、安全のため速度を落としましょう。

横断歩道を渡るときは、きちんと降りて、おしなぐらわたりましょう。



◆歩行者に配慮したやさしい運転を

歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行（すぐに止まれる速度で通行すること）しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

自転車のベルを鳴らして歩行者に道を空けさせたり、スピードを落とさずに歩行者を追い越したりするのはルール違反です。自転車側が、歩行者にけがをさせてしまう危険もあります。歩行者に配慮したやさしい運転を心がけましょう。



◆自転車乗用中幼児の約 4 割が頭部損傷

6 歳未満の幼児を同乗中に事故に遭った場合、約 4 割の幼児が頭部損傷のけがを負っています。乗車用ヘルメットは事故の衝撃を吸収し、子どもの頭部を守るものです。13 歳未満の子どもを自転車に乗せるときは、確実に乗車用ヘルメットを子どもに着用させましょう。